

1.4 教員経験を基にした特別支援学校免許状の取得方法（別表第7）

教員経験年数と単位の修得を基に、特別支援学校の専修、1種又は2種免許状を取得する方法です。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
所要資格 受けようとする免許状の種類	有することを必要とする特別支援学校の教員（2種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員）の免許状の種類	第2欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校の教員（2種免許状を受けようとする場合にあつては、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、幼稚園、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第2欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数 ()内は単位基準表掲載頁
専修免許状	1種免許状	3年	15 (科目指定なし)
1種免許状	2種免許状	3年	6 (下表参照)
2種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状	3年	6 (下表参照)

※ 上記第4欄に掲げる単位数の内訳

		特別支援教育に関する科目		1種	2種
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			0	1
第2欄	授与を受けようとする特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	}	4	}
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	}	2	}
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			

※ 「}」の欄については、全ての事項にわたり合計単位数を修得してください。

※ 第2欄に掲げる科目は、授与を受けようとする特別支援教育領域を「中心とする領域」として開設している科目を修得する必要があります。

※ 第2欄に掲げる科目について、知的・肢体・病弱に関する領域の授与を受けようとする場合、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」が統合されている科目を使用することができます。